公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

**障害者スポーツボランティア情報配信システム**

**TOKYO 障スポ&サポート**

**募集団体利用誓約書**

東京都、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下「当協会」という。）、東京都障害者スポーツ指導者協議会が設置し、当協会が管理・運営する障害者スポーツボランティア情報配信システム「TOKYO 障スポ&サポート」を募集団体として利用するにあたり、当団体が、以下の募集団体資格要件に該当していること及び募集団体利用規約を遵守し適正に利用することを誓約します。

　　　　年　　月　　日

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会　殿

団体名

○

代表者（申請者）

**【募集団体資格要件】**

**募集団体には、以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力等」という。）の所属及び関与がないことを資格要件とします。**

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）

（４）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

（５）総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（６）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（７）特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

（８）準暴力団又は準暴力団構成員（平成25年3月7日付け警察庁通達「準暴力団に関する実態解明及び取締りの強化について」に規定される、いわゆる「半グレ」と呼ばれる集団又は個人をいう。）

［ 送 付 先 ］

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

TOKYO 障スポ＆サポート担当

E-mail：tokyo-ss@tsad.or.jp